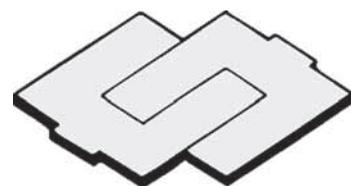


こんには 議会です



うりゅう



雨竜小学校開校50周年記念学習発表会
6年生の劇「雨竜村物語～そして雨竜町は誕生した」



- 第3回定例会の審議結果…………… 2～3
- 特別委員会報告
平成30年度各会計決算を認定…………… 4
- 一般質問
3名の議員が3項目にわたって質問…………… 5～9
- 行政常任委員会所管事務調査報告…………… 10

令和元年 第3回定例会

(令和元年9月9～12日)

審 議 結 果

No	議 件 名	結 果																				
1	平成30年度雨竜町一般会計歳入歳出決算認定について	決算審査特別委員会に付託 9/12 認定可決																				
2	平成30年度雨竜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	決算審査特別委員会に付託 9/12 認定可決																				
3	平成30年度雨竜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	決算審査特別委員会に付託 9/12 認定可決																				
4	平成30年度雨竜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	決算審査特別委員会に付託 9/12 認定可決																				
5	<p>平成30年度雨竜町の財政健全化判断比率の報告について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市区町村名</th> <th>実質赤字比率</th> <th>連結実質赤字比率</th> <th>実質公債費比率</th> <th>将来負担比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨 竜 町</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>8.2%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>早期健全化基準</td> <td>15%</td> <td>20%</td> <td>25%</td> <td>350%</td> </tr> <tr> <td>財政再生基準</td> <td>20%</td> <td>30%</td> <td>35%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「—」と表示しています。 将来負担比率についても負数となるため、「—」と表示しています。 なお、実質収支は1億2,230万2,429円の黒字、連結実質収支は1億2,461万9,350円の黒字です。</p>	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	雨 竜 町	—	—	8.2%	—	早期健全化基準	15%	20%	25%	350%	財政再生基準	20%	30%	35%		報 告 済
市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率																		
雨 竜 町	—	—	8.2%	—																		
早期健全化基準	15%	20%	25%	350%																		
財政再生基準	20%	30%	35%																			
6	<p>平成30年度雨竜町公営企業の資金不足比率の報告について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成30年度</th> <th>経営健全化基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨竜町農業集落排水事業特別会計</td> <td>—%</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※赤字額がないため、資金不足比率は「—」と表示しています。</p>	区 分	平成30年度	経営健全化基準	雨竜町農業集落排水事業特別会計	—%	20%	報 告 済														
区 分	平成30年度	経営健全化基準																				
雨竜町農業集落排水事業特別会計	—%	20%																				
7	<p>雨竜町保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (保育費用無償化に伴い、本条例の一部を改正するもの。)</p>	原 案 可 決																				

No	議 件 名	結 果
8	令和元年度わかば団地地域優良賃貸住宅（第1期）建築工事の請負契約について 契約の目的 令和元年度わかば団地地域優良賃貸住宅（第1期）建築工事 契約の方法 指名競争入札 契約金額 223,960,000円 契約の相手方 雨竜町字満寿32番地169 株式会社 池上木工 代表取締役 池上 充男	原案可決
9	令和元年度雨竜町一般会計補正予算（第3号） （141,392,000円を増額し、3,878,519,000円とする。）	原案可決
10	雨竜町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について （住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正するもの。）	原案可決
11	雨竜町森林環境譲与税基金条例の制定について （森林環境譲与税の制定に伴い、基金条例を制定し、事業の執行と財源の管理を行うもの。）	原案可決
12	雨竜町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて （雨竜町字満寿32番地372 沖館 茂 氏）	同意可決
13	雨竜町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて （雨竜町字尾白利加2300番地16 池田 弘一 氏）	同意可決

補 正 予 算		
◇令和元年度雨竜町一般会計補正予算（第3号）		—原案可決—
これまでの予算に141,392,000円を追加しました。 （主な内容）		
総務費	ふるさと納税贈答品代等の増	28,787,000円
総務費	ふるさと納税贈答品等郵送料の増	4,654,000円
総務費	クレジットカード公金支払いサービス手数料の増	1,543,000円
総務費	ふるさと納税業務支援サービス利用料の増	11,969,000円
総務費	ふるさと納税サイト使用料の増	2,310,000円
総務費	ふるさと創生基金積立金の増	73,441,000円
民生費	知的障害者就労支援営農資金貸付金	5,800,000円
民生費	前年度障害者自立支援給付費国庫負担金精算金	2,700,000円
民生費	前年度障害者自立支援給付費道費負担金精算金	1,350,000円
民生費	町子育て支援保育料助成金の増	3,498,000円
民生費	前年度児童手当交付金国庫負担金精算金	1,008,000円
土木費	河川排水補修等重機借上料の増	2,000,000円
補正後の予算総額		38億7,851万9千円

平成30年度 各 会 計 決 算 認 定

平成30年度各会計決算の認定は、第3回定例会で決算審査特別委員会に付託され、9月9日、10日の2日間審議を行い、審議の結果、意見を付して認定すべきものと決した旨の報告書が提出され、9月12日の本会議で認定することに決定しました。

審査年月日

9月9～10日

審査結果

認定すべきものと決定

審査意見

平成30年度一般会計予算は、役場庁舎改築関連事業等の投資的経費が減額となったことを主な理由として、対前年度7.2%減の当初予算を編成したところである。

平成30年度決算では、一般会計で実質収支1億2,230万2千円と対前年度14.7%の減となり、単年度収支においても大幅な減額に転じたことから、財政調整基金への積み立て、取り崩しを含む実質単年度収支でも対前年度1億5,467万3千円の減となっている。

歳入では、固定資産税の現年度分において評価替のため対前年度税額が減となったが、個人町民税が農業所得の増により税額が増となったため、町税決算額では対前年度5.9%の増となっている。現年度分、滞納繰越分を合わせた全体の徴収率では前年度を上回っており、徴収業務の努力は認めるものである。

ふるさと納税を含めた寄付金では、1億7,653万2千円と対前年度5,715万2千円の増となったことは、返礼品の定着や新たな産品の設定および募集方法の工夫や宣伝効果によるものである。

また、性質別決算状況において、繰入金的大幅な減額も理由として自主財源比率が下がり、国庫・道支出金、町債を含めた依存財源比率が高くなっている。自主財源確保が難しい本町において、行財政運営の根幹をなす地方交付税は対前年度1.8%の減となったも

のの、歳入決算額構成比は上がっており、今後とも国の動向を注視し健全財政に努めなければならない。

歳出では、普通建設事業費の庁舎改築事業が完了し大型事業の負担が軽減されたため、性質別決算上における投資的経費比率が大幅に下がり、経常的経費比率が上がっている。

財政の健全化を示す実質公債費比率については、前年度と比べ0.9ポイント増の9.7%、3ヶ年平均では1.8ポイント増の8.2%と増えている。

地方債残高については対前年度比93.3%と減少しており、今後も地方債の発行については適切な運用と償還を図られたい。

国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、農業集落排水事業特別会計については適切に運用されている。

なお、次のとおり意見を付すので留意されたい。

○歳入関係

本町では、国営・道営の土地改良事業及び水利施設改修事業、公共賃貸住宅団地整備事業など大規模な事業の実施や計画が進められており、これらの行政負担等に対応するため、計画的な基金への積み立てや予算の確保・執行に努められたい。町税等の徴収においては公平原則のもと納税意識の向上対策を図られたい。

○歳出関係

実質公債費比率が増加していることから、各種事業の業務執行に伴う地方債発行などを精査するとともに、必要な事業の予算を確保するため、引き続き健全な行財政運営に努められたい。

平成30年度各会計決算額

(単位：円)

会計名	区 分	予算額	決 算 額		差引額	翌年度へ繰越すべき財源	実質収支額
			歳 入	歳 出			
一 般 会 計		4,216,007,000	4,148,171,435	4,010,120,006	138,051,429	15,749,000	122,302,429
国民健康保険特別会計		210,241,000	210,945,936	208,981,379	1,964,557	0	1,964,557
後期高齢者医療特別会計		40,452,000	40,387,055	40,034,691	352,364	0	352,364
農業集落排水事業特別会計		54,467,000	54,482,647	51,872,621	2,610,026	0	2,610,026

町政執行に対する 一般質問

令和元年第3回定例会が9月9日に招集され、今回は3人の議員が3項目にわたり一般質問しました。



青少年たちの国内交流事業について

質問順1番
吉見 拓也 議員

質問

雨竜町では現在、教育委員会にて社会教育事業として「ちびっこチャレンジ教室」をはじめ、様々な事業が行われ、多くの体験プログラムを町内外で体験し、参加している子ども達は年間を通して貴重な体験をしています。参加する子ども達にとって非常に有意義な事業と感じています。現在、青少年の交流事業として、カナダトロント日本語学校と雨竜小学校が毎年交流を行い相互に訪問しているが、過去に国内の竜の名称が付く市町村との交流事業として「ミニドラゴン交流事業」が行われていたが現在は行われていません。このような事業は大変有意義で青少年の学校外活動に効果的だと考えるが、過去の経緯を含めて教育長に伺う。

教育長

ただいまの質問ですが、カナダトロント国際交流事業については、昭和55年にカナダのトロント日本語学校と雨竜小学校とが姉妹校の締結を行いまして、昭和59年に雨竜小学校の児童がカナダトロントを訪問し、現在に至るまで隔年でお互いを訪問する相互交流が続いています。さらに、ミニドラゴン交流事業については竜の名称が自治体名につく全国の15の市町村により、昭和63年にドラゴンサミットが初めて開催され、その後、本格的にドラゴンサミット加盟市町村が相互交流を展開する中、雨竜町では平成6年に小学生、中学生そして小中のPTAの役員23

名が秋田県八竜町を訪問したのが始まりでした。その後、静岡県龍山村、茨城県龍ケ崎市、鹿児島県龍郷町、滋賀県竜王町をそれぞれ訪問してございます。平成8年からは、静岡県龍山村、秋田県八竜町、鹿児島県龍郷町、茨城県龍ケ崎市、静岡県天竜市、熊本県竜北町、滋賀県竜王町の多くの小中学生を雨竜へ受入れしてございます。

同じ国内でありながら気候風土、生活文化様式が違う中で、そのような土地の中で数多くの貴重な経験をできた事は交流事業としては一定の成果があったのではないかと考えおります。

しかしながら、平成の大合併で竜の名称がつく市町村が半減し、当時は15市町村でしたが現在6市町村となっております。また、ミニドラゴンが初期の目的を達成した事により、平成16年にドラゴンサミットが、平成21年にミニドラゴン交流事業が休止となっております。

再質問

それぞれの経緯については理解いたしました。「ちびっこチャレンジ教室」「トロント国際交流事業」については引き続き行っていただきたいと思っております。しかしながら、より多くの人々と交流や学びの場として「ミニドラゴン交流事業」のような国内の青少年と交流することは必要であり、子ども達の成長や視野拡大の観点からみても実施することが有効であると考えます。今後、雨竜の子ども達の

ために他地域との国内交流事業の実施について検討してはどうか、再度、教育長に伺う。

教育長

ちびっこチャレンジ教室については、子ども達に多くの体験活動を経験させるべく、平成7年に開催いたしました。以後、本年までの25年間継続開催しております。町内のみならず町外の関係機関の協力により開催することで、多くの子ども達と保護者の理解と賛同を得る中で、長期間の開催に至っているところでございます。

ただいまご質問ありました、今後、ミニドラゴン交流が広い視野に立ってやっていただきたいというご質問でございますが、今後、ちびっこチャレンジ教室等につきましては、毎年度、内容を精査しながら年間10回程度町内外の施設を有効に使いながら今後も事業を進めていきたいと思っておりますし、カナダのトロント国際交流事業についても、トロント日本語学校とのこれまでの信頼関係をさらに進化させた中で交流事業を継続し、子供たちがグローバル社会をさらに意識できるような事業を行っていきたいと考えております。ミニドラゴン交流事業のような国内における青少年の交流事業を子ども達にとって非常に体験ができるなど有効とは私も思っております。ただ、一度中断いたしましたドラゴンサ

ミットの加盟市町村との青少年との交流事業は現実的に難しいと思っております。今後、国内交流事業を取り組むにあたっては、まず新たな交流市町村を見出しながら、その上で相互訪問交流やホームステイのプログラムを組み込んでの事業実施が可能なかどうか、数多くの課題を解決していかなければならないと考えております、その点についてご理解願いたいと思います。新たな青少年国内交流事業については、相手方の市町村がありますので、慎重に対応しなければならないと考えております。

再々質問

雨竜の子ども達のために、学校やPTAなど各関係機関や団体の意見を聞きながら、意思疎通を図り連携をとりながら実施に向けて検討していただきたいと考えます。

教育長

学校などの関係機関等の意見を聞きながら、今後検討したいと思っておりますが、先ほども申し上げたとおり、新たな国内交流事業を実施するにあたり解決しなくてはいけない諸課題も多々あります。また、相手方の市町村もあることから慎重に対応してまいりたいと考えております。

雨竜町持ち家定住奨励事業の拡大を

質問順2番
佐々木 徹 議員



質問

現在、雨竜町では本町の定住の促進を図るため、平成14年度に「雨竜町定住促進条例」を制定し、その後、平成24年度に現在の「雨竜町田園の里定住促進条例」を制定しています。

この中の1つとして、雨竜町持ち家定住奨励事業があり、事業の中には、宅地奨励金と持ち家奨励金の2種類の奨励金制度を活用することができることから、新たに雨竜町に新築住宅やリフォーム住宅を求められる方にと

っては、定住のきっかけとなる大きな助成制度となっているところです。

しかしながら、この助成制度は自己の名義において自身が居住する住宅に対し1回限りの奨励金交付となっているところであり、奨励金を受けた後、年数がたって家族構成が変わり、再度リフォームが必要になった場合は、すでに助成が受けられない状況となります。このことから、2度目のリフォームに際しても、この奨励金の対象とする考えがないか町長に伺う。

町 長

雨竜町田園の里定住促進条例については、本町への定住を促進するために、人口の増加、定着拡大を図り、町民の福祉向上と少子化対策、子育て支援及び地域経済振興を推進するとともに地域の活性化と次世代育成を図ることを目的に、現条例は平成24年度に制定したところでございます。持ち家定住奨励事業については、町内外の方に本事業の助成を行うことにより、持ち家を新築しやすくなり、さらには雨竜町への定住と地域活性化が見込まれ、定住促進策として大きな効果を期待し実施してきたものでございます。この奨励事業については、新築やリフォームで1度でも奨励金を受ければ基本的には2度目の助成申請はできないことになってございます。このことから、申請にあたりましては、個々の家庭状況等も多々あることと思いますが、将来展望を十分に見据えた中でそれぞれ事業申請していただきまして、持ち家定住奨励事業を推進してまいりたいと思いますのでご理解願いたいと思います。

再質問

様々な家庭環境はあると思いますが、早期に「持ち家定住奨励事業」受けられた方の中には、子供が帰ってきて2世帯で暮らす状況により、間取りを変更し住宅改修を必要とする場合なども想定されます。このことは、雨竜町への人口増と定住、さらには町内業者等への活性化に繋がっていくものであり、町としても一層の助成制度の拡充を推し進めていくべきと考えます。

このことから、「持ち家定住奨励事業」2度目のリフォームについて奨励金の助成対象とする考えがないか、再度、町長の考え方を伺う。

町 長

本町の持ち家奨励事業につきましては、他の市町村から見ましても、雨竜町に定住され

る方にとりまして、とても経済的負担を軽減するととても利用しやすい良い制度であると思います。中でもリフォームにつきましても、基本的には、1度奨励金を受給した後でも3年以内に実施した再度のリフォーム工事には特例として継続した工事とみなし、再度工事費を助成の対象として、合算して申請できることとしています。

以上のことから、制度の活用にあたりましては、申請する方には、想定される将来設計を十分に勘案し活用していただくことをご理解いただきたいと思います。現条例の効力期限である10年間、令和4年3月31日でありますけれども、現条例の「雨竜町田園の里定住促進条例」こちら的大幅な改正は考えておりませんので、新築・リフォームに係る助成回数は1回限りということで、本制度を進めてまいりたいと思います。

再々質問

田園の里定住促進条例の中に令和4年までの効力期限がありますが、雨竜町の人口増と定住は考えるべき課題と考えます。このことから、持ち家定住奨励事業の2度目のリフォームついて、奨励金の助成対象とする考えはないか再度、町長の考えを伺う。

町 長

令和4年4月1日からの新しい条例を制定するにあたり、その時期までさまざまな状況を勘案し、練っていくことと思います。現時点で明言はできませんが、新たな条例を制定する際には、要望も踏まえながら作ることとなると思いますが、現条例は、私は適正な助成範囲だと思っております。たくさん助成することで際限がなくなりますので、助成範囲を見極めて、2度目が必要であれば盛り込むことは可能ですが、現時点では難しいと考えます。まだ3年ありますので、十分検討したいと思います。

議会を傍聴してみませんか？

定例会は年4回、臨時会については、必要に応じて開かれます。
事前のお申し込みは不要ですので、直接、議場にお越しください。

次の定例会は12月に開かれる予定です。



高齢運転者の事故防止について

質問順3番

野村 耕次郎 議員

質問

75歳以上の高齢ドライバーによる交通事故において、ブレーキとアクセルの踏み間違いが原因の事故が問題になっています。本町では、65歳以上のドライバーを対象に高齢者運転免許自主返納サポート事業を実施しているが、事故防止対策として本町の高齢者ドライバーに対する交通安全対策や啓蒙普及運動について伺う。

2点目として、高齢者事故対策として「安全運転サポート車」「ペダルの踏み間違い時加速抑制装置」普及等、高齢者事故未然防止対策が国を挙げて取り組みが始まり、これらの装置の取り付けに対する助成支援を、自治体の中でも行おうとしている事例もあります。こういう支援は高齢者の事故防止につながる効果的なものと考えているが、本町における支援の検討について伺う。

町長

現在、雨竜町におけます高齢者の交通事故防止については関係機関と協力しながら各種交通安全運動の推進、パンフレットの各戸配布などの啓発を行っているほか、各地区の老人クラブにおきましても交通安全教室を開催しまして、安全運転の意識高揚を図っているところでございます。近年、全国的に高齢運転者による運動能力や判断能力の衰えといった高齢を起因とした「アクセルとブレーキの踏み間違い」が問題となっており、国においては運転免許更新の制度として、年齢によって事前の高齢者講習や認知機能検査を義務化し安全対策を強化しているところでございます。

本町においては、運転技術の衰えを自覚する運転者や、今後の状況を見据えて運転をやめる運転者のために「高齢者運転免許自主返納サポート事業」を平成28年度から実施し、ハイヤー料金としても利用できる「ふれあい商品券」を交付しています。シルバータクシ事業や路線バスの運行路線確保などにも助

成を行っており、高齢者の交通事故防止と外出支援の両面を支援しているところでもあります。

2点目の「安全運転サポート車」や「ペダルの踏み間違い時加速抑制装置」導入による支援の考えについては、まだ、全国的にも取り組みは限定的であると考えています。踏み間違いによる事故防止のために一定の効果はあるものと推測されるが、これら装置がどの程度の操作性や有効性を持っているか、「踏み間違い防止」だけで事故を防げるのか運転免許自主返納の機会を逃してしまうという懸念があります。

高齢者の中には車の運転継続を希望する方もおり、その気持ちは理解できるが、現時点で町がこれらの装置導入に対し、行政として推進する考えはないので理解願いたいと思います。

再質問

現時点では、装置導入に対して行政として推進の意思がないとの答弁だが、現状として高齢者の交通事故が増えているため支援は有効と考えます。町民の交通事故防止対策の一環として一定の成果があると考えられ、高齢者の安全のためにも必要ではないか再度考えを伺う。

町長

繰り返しになりますが、これらの装置は事故防止のために一定の効果はあるものと推測されるが、「踏み間違い防止」だけで事故を防げるのか、運転免許自主返納の機会を逃してしまい、結果として他の事故を起こしてしまわないのかなど心配されています。特に北海道では他の都府県よりも厳しい運転環境にあり、「踏み間違い時加速抑制装置」だけで多くの事故を防止するには難しい面があると思います。

国では「加速抑制機能」や「自動ブレーキ」などの装置を新たな免許制度に盛り込

むことへの検討を開始していると聞いているが、「成長戦略」への盛り込みであり、交通安全対策に加え、産業界に対する経済的な視点も見えます。いずれにしても今後、国や全国自治体の動向、他の事故防止機能などを含めたメーカーの装置開発状況、販売状況、利活用実績等の情報収集を行い、必要に応じてその有効性を総合的に慎重判断し、町が推進すべきか否かを決めたいと考えます。現時点で導入を支援する考えはないので理解願いたいと思います。

再々質問

先ほどから繰り返しの答弁だが、やるやらないは現時点での判断と考えます。しかし、

自主返納サポート事業の利用している方の状況は様々です。高齢の健常者の方もサポートしてくれるだけで日常と同じように運転できる人はいるはずです。人生100年時代、働き方改革の中、65歳以上の使用率が多い中、行政が手を差し伸べる時代でないかと考えます。情勢を分析して変わる要素があれば、先駆けてやることを改めて要望します。

町長

交通事故防止はみんなの願いであり、私も同様です。雨竜町が先駆けて実施することは現時点では考えておりませんが、適切な時期に状況と必要性を判断し、的確に対応したいと考えております。

行政常任委員会報告

第3回定例会までの閉会中に行った所管事務調査の結果内容を報告いたします。

期 日：令和元年8月26日（月）・27日（火）

<調査結果>

○ふるさと納税の取り組みについて

ふるさと納税は、平成20年から始まった制度であり、その中で雨竜町としてふるさと納税を始めたのは、平成26年4月1日から町のホームページを利用し寄附受付を始めたところである。開始年度当初は、年間19件、31万円だった実績が、開始後5年が経過する中で寄附件数及び寄附金額ともに大きな伸びを更新しており、平成30年度実績では、5,748件、1億7,081万2千円となったところである。

このことは、ホームページをはじめ、インターネットを利用した各種募集サイトの運用を開始したことと、利用しやすいクレジット決済の活用や返礼品を64品目まで拡充した成果である。

中でも「うりゅう米」は雨竜町のふるさと納税の8割にもなる人気のある返礼品であることから、今後においても良品質な「うりゅう米」の数量的確保を図るため、関係機関と連携し、寄附される方が雨竜町を応援したいと思ってもらえるよう、一層の周知を図られたい。

また、今後は返礼品とともに雨竜町の定住促進対策のPRリーフレットなども同封し、雨竜町への移住を促すような「まちの魅力発信」も同時に推進されたい。

<現地調査>

現地調査では、8月26日に「町道4丁目線松木地先取付橋改修工事」、「大雨災害現場」、「国営客土土取場土壌確認」、「わかば団地道路改良工事・特定公共賃貸住宅建築工事」、「高齢者健康福祉センター外部修繕工事」、「メモリアルパーク環境整備工事・グラウンド改修工事」の調査を行いました。

おもな議会のうごき (8月～10月)

8月

2日 行政常任委員会施設視察

5日～7日

空知町村議会議長会中央要望実行
運動(東京都) 議長

20日 北海道町村議会議長会主催議会広
報研修会(札幌市) 広報委員

26日～27日 行政常任委員会

9月

1日 雨竜町開拓記念式 全議員

2日 議会運営委員会

9日 第3回定例会
決算審査特別委員会

10日 決算審査特別委員会

12日 第3回定例会

26日 北海道日本ハムファイターズ表敬
訪問(札幌市) 正副議長

10月

4日 遠別町議会行政視察来庁 議長

15日 議会運営委員会・第2回臨時会

17日～18日

空知町村議会議長会第2回定期総
会(札幌市) 議長

24日 議会広報特別委員会

北竜町・雨竜町議会議員交流会
全議員

25日 雨竜町高齢者・身体障害者合同レ
クリエーション大会 議長他

編集後記

議会だより第199号をお届けします。

おもに第3回定例会(9月9日～12日)
を中心に掲載しています。

さて、水稻の収穫作業や米の出荷も一段落
しました。

米の作柄は、生育段階では豊作を予想して
おりましたが、結果として個人差はあるもの
の、平年作を少し上回る程度とお聞きして
おります。また、今年は台風19号の上陸など、
大雨による被害が多く発生し、改めて自然の
猛威に驚かされます。被害に遭われました
方々に心よりお見舞いを申し上げますととも
に、一日も早い復興を願っております。

(佐々木 徹 記)



空知町村議会議長会より、議会議
長退任にあたり、感謝状が贈呈され
ました。

議会広報特別委員会

委員長 木村 啓 治

副委員長 佐々木 徹

委員 吉見 拓 也